

○富山県高岡文化ホールの利用料金の額について

平成18年3月31日
富山県告示第238号

富山県高岡文化ホールの利用料金の額について

富山県高岡文化ホール条例(昭和61年富山県条例第5号)別表の知事が定める額は、次のとおりとし、平成18年4月1日から施行する。

富山県高岡文化ホールの使用料の額について(昭和61年富山県告示第1516号)は、平成18年3月31日限り、廃止する。

区分	品名		単位	金額(円)
楽器	ピアノ	フルコンサート(外国製)	1台	11,840
		フルコンサート(日本製)	1台	6,080
		グランド(日本製・練習室用)	1台	1,540
舞台 設備 及び 道具 類	反響板		1式	4,960
	反響板(移動式)		1式	1,660
	オーケストラピット		1式	6,060
	指揮者用譜面台		1台	280
	譜面台		1本	110
	譜面用ライト		1本	160
	しゃ 紗幕		1枚	1,100
	ジョーゼット幕		1枚	1,660
	定式幕		1枚	1,660
	松羽目		1枚	1,980
	竹羽目		1式	2,760
	地がすり		1枚	1,660
	バレエシート		1式	1,660
	ひもうせん		1枚	340
	所作舞台		1式	7,330
	平台		1台	280
	長座布団		1枚	280
	高座用座布団		1枚	220
	金びょうぶ(2.4メートル)		半双	1,540
	金びょうぶ(2.4メートル)		1双	3,080
	大太鼓		1台	1,540
	ドライアイスマシン		1台	1,660
映写 設備 及び 視聴 覚機 器	スクリーン		1張	880
	スクリーン(移動式)		1張	770
	プロジェクター(スクリーン及びDVD・BDレコーダー付)		1式	2,980
	DVD・BDレコーダー		1台	2,200
	デジタル配信設備セット(カメラ1台付)		1式	2,580
	デジタル配信設備セット(カメラ2台付)		1式	3,600
照明 設備	Aセット	ボーダーライト、サスペンションライト、ホリゾンライト、フットライト、シーリングライト及びサイドライト	1式	9,430
	Bセット	ボーダーライト、シーリングライト及びサイドライト	1式	4,960
	Cセット(多 目的小ホ ール用)	ボーダーライト及びシーリングライト	1式	2,200
	フットライト		1式	1,440
	アッパーホリゾンライト		1列	1,320
	ローアホリゾンライト		1列	1,320

	シーリングライト	1式	3,080
	ストリップライト	1本	280
	クセノンピンスポットライト(2キロワット)	1台	2,100
	クセノンピンスポットライト(700ワット・多目的小ホール用)	1台	1,100
	スポットライト(1キロワット)	1台	560
	特殊効果マシン(波、ストロボ、カラーチェンジャー、ムービングライト)	1台	1,660
	ミラーボール	1台	1,440
	スモークマシン	1台	1,660
	ドラムマシン	1台	1,660
	ボーダーライト	1列	1,440
	サスペンションライト(10キロワットまで)	1式	1,660
音響設備	拡声装置(マイク付)	1式	3,300
	拡声装置(マイク付・多目的小ホール用)	1式	2,760
	拡声装置(マイク付・会議室用)	1式	2,540
	拡声装置(スタジオ用)	1式	2,100
	ダイナミックマイクロフォン	1本	730
	コンデンサーマイクロフォン	1本	1,050
	ワイヤレスマイクロフォン	1チャンネル	1,570
	ワイヤレスマイクロフォン(会議室用)	1チャンネル	1,370
	エレベータマイク装置(マイクを含まない。)	1基	660
	レコードプレーヤー	1台	1,660
	テープレコーダー	1台	1,660
	CD・MDレコーダー	1台	1,660
その他	シャワー室	1室	1,250
	展示用パネル	1組	110

備考

- 1 利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合には、附属設備の利用料金のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収することができる。
- 2 この表に掲げる金額は利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算する。ただし、展示用パネルについては、利用日1日についての額とする。
- 3 附属設備(展示用パネルを除く。以下同じ。)の利用料金は、当該附属設備を利用した日1日ごとに算定するものとし、当該附属設備の利用時間が利用日1日につき12時間を超える場合は、当該利用時間を12時間として当該利用料金を算定するものとする。
- 4 営利を目的としない視聴覚作品の製作を目的としてスタジオを利用する場合の附属設備の利用料金は、この表に掲げる金額の2分の1とする。
改正文(平成26年告示第144号)抄
平成26年4月1日から施行する。
改正文(平成31年告示第143号)抄
公表の日から施行する。
改正文(平成31年告示第166号)抄
平成31年10月1日から施行する。
改正文(令和3年告示第5号)抄
令和3年2月26日から施行する。
改正文(令和6年告示第168号)抄
令和6年4月1日から施行する。